㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ付き密閉装置を有し、充分な量の不活性の緩衝材及び吸収材を詰め、内張り、プラスチック袋又はこれらと同等に有効な中間容器によつて密封されること。
3）等級が2の輸送許容物件の場合、ガラス製又は陶製容器は、吸収材を詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
4）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「495」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3476 （水反応性のものに限る。）	5kg	50kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2

㈱1）包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2）1カートリッジ当たりの質量が1kgを超えないこと。
3）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y495」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
3476 （水反応性のものに限る。）	2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2）固体の水反応性の燃料電池用カートリッジは、1カートリッジ当たりの質量が0.2kgを超えないこと。
3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「496」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3476 （装置に組み込まれたものに限る。）	5kg	50kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。
2）緩衝材を詰めること。
3）輸送の間、充電しないこと。
4）1カートリッジ当たりの質量が1kgを超えないこと。
5）国際電気標準会議の安全基準に適合していること。
6）外装容器は、強固なものに限ること。

「497」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3476 （装置とともに包装されたものに限る。）	5kg	50kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）装置とともに中間容器に包装すること。
2）中間容器に収納する燃料電池用カートリッジは、輸送する装置の数量と予備2個までとすること。
3）緩衝材又は仕切りを詰め、燃料電池用カートリッジが損傷しないように保護すること。
4）1カートリッジ当たりの質量が1kgを超えないこと。
5）外装容器は、強固なものに限ること。

⑸　酸化性物質

「Y540」及び「Y541」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
Y540	2	ガラス製又は陶製容器	0.1ℓ	0.5ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.1ℓ			
		金属製容器	0.1ℓ			
Y541	3	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ		
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
4）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。